

農 地 部 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 6 月 2 日 (金)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	2 番前田委員、3 番上野委員、4 番井上 (清) 委員、6 番橋本 (省) 委員、8 番坪根委員、12 番植山委員、16 番宮久委員、20 番中原委員、25 番倉藤委員、26 番田上委員、27 番小野委員、29 番矢野委員、33 番百留委員、35 番宝珠山委員、38 番長尾 (雅) 委員
4、欠席委員	15 番大塚委員、21 番廣池委員、10 番義経 (隆) 委員、
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	3 番上野委員、38 番長尾 (雅) 委員
局 長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 18 名中 15 名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
井上清志会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、3 番上野委員、38 番長尾 (雅) 委員にお願いします。
議案審議	
議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番から 4 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(川上)	1 番から 4 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定について本耶馬溪地区田上委員に調査報告をお願いします。

26 番 (田上)	報告します。初めに 1 番、2 番についてです。貸人、借人双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。その後は地元の法人との利用権設定となっております。次に 3 番、4 番ですが、貸人、借人双方に確認いたしました結果、合意解約に間違いはございません。借人の舟場さんが亡くなったために今回の合意解約となりました。解約後はそれぞれ自作となっております。地区審議会では許可相当として農地部に進達致しました。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	1 番から 4 番については、田上委員の調査報告のとおり合意解約に間違いのないとの事です。みなさんの審議をいただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番、2 番、3 番、4 番は当部会は許可と致します。
議案審議 議第 2 号 議 長	農地利用集積計画(案)について 審議に入る前に 6 番橋本(省)委員、29 番矢野委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
議 長	農用地利用集積計画(案)についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興(藤中)	平成 29 年(6 月分)農用地利用集積計画(案)について説明。
議 長	只今説明のありました平成 29 年(6 月分)農用地利用集積計画(案)について農政振興課の方から説明がありました。皆様、資料にご意見、ご要望がございましたらおっしゃってください。
議 長	ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 29 年(6 月分)農用地利用集積計画(案)について当部会は承認と致します。

議案審議 議第3号 議 長	議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について。1番を事務局。
事務局（片桐） 議 長	1番を朗読 議第3号1番についての調査報告を西部地区前田委員にお願いします。
2番（前田）	（1番の現地について説明） この土地は以前から譲受人が耕作しておりまして、今回譲渡しが手放すということで譲受人に移転するという事です。譲受人は農地取得要件を満たしているので問題はありませんので許可相当と判断しましたので審議のほどよろしくお願いします。
議 長	議第3号1番については、前田委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（なし）
議 長	議第3号1番は許可と致します。続きまして2番、3番を事務局。
事務局（片桐）	2番、3番を朗読
議 長	議第3号2番、3番は宇佐市と同時という事ですが、この2番、3番の案件を宇佐市にだしているんですか。
事務局（片桐）	宇佐市には宇佐市の方の案件がでております。譲受人3条申請で借りるという形です。これで5反要件を満たしますので宇佐市の承認を待ってからこちらでも同時に許可を出すこととなります。
議長	議第3号2番、3番についての調査報告を南部地区坪根委員にお願いします。
8番（坪根）	（2番、3番の現地について説明。） 双方ともに事務局から報告があった通り、宇佐市で許可がおりたらこ

	<p>とらも許可をするという形になっております。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>議第3号2番、3番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、宇佐市と中津市の案件は別物ですよね。</p>
事務局 (片桐)	<p>別物で同時に出すというものです。</p>
議長	<p>別物ですね、それではご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第3号2番、3番は許可と致します。 続きまして4番をする前に橋本省吾委員が議事参与ですので退席をお願いいたします。それでは4番を事務局お願いします。</p>
事務局 (片桐)	<p>4番を朗読</p>
議 長	<p>議第3号4番についての調査報告を南部地区植山委員にお願いします。</p>
12番 (植山)	<p>(4番の現地について説明。) 譲渡人が管理が難しくなったということで譲受人に贈与という形で所有権移転を行いたいとの事です。譲受人は農地取得要件を満たしておりますのでご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>議第3号4番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第3号4番は許可と致します。橋本省吾委員の入室をお願いします。続きまして5番。事務局</p>
事務局 (片桐)	<p>5番を朗読</p>
議 長	<p>議第3号5番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。</p>

16 番（宮久）	（5 番の現地について説明。） 現状を農地として管理されており譲受人も 3 条の取得要件を満たしておりますのでご審議をお願いいたします。
議 長	議第 3 号 5 番については、宮久委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番、7 番を事務局。
事務局（成重）	6 番、7 番を朗読
議長	議第 3 号 6 番、7 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします。
20 番（中原）	（6 番、7 番の現地について説明。） 6 番、7 番両方とも譲受人は取得要件を満たしておりますので、三光地区審議会では許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	議第 3 号 6 番、7 番については、中原委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 3 号 6 番、7 番は許可相当と致します。8 番を事務局。
事務局（梶原久）	8 番を朗読
議長	議第 3 号 8 番についての調査報告を山国地区長尾委員にお願いします。
38 番（長尾）	（8 番の現地について説明。） 譲渡人は現在、中津市に住んでいるため田の管理ができないため近所

		<p>に住んでる譲受人が隣接する田を耕作している関係で売買の契約が成立しました。譲受人は取得要件を満たしており山国審議会では許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長		<p>議第 3 号 8 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議長	長	<p>ご異議ありませんので、議第 3 号 8 番は許可相当と致します。</p>
議案審議 議第 4 号		<p>議第 4 号</p>
議長	長	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番を事務局。</p>
事務局 (片桐)		<p>1 番を朗読</p>
議長	長	<p>議第 4 号 1 番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。</p>
16 番 (宮久)		<p>(1 番現地について説明)</p> <p>申請地は貸資材置場です。排水に関しては浸透という事になってい ますが浸透しきれない水は東側の水路に流すことになっております。その 水路は今まで大雨が降っても氾濫することはありませんでしたが、大雨が降 って迷惑をかけることがあったら申請者が対応するという事です。境 界の立会、隣接の同意もすましているので東部地区審議会は許可相当と 判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	長	<p>議第 4 号 1 番については、農業委員としての指導もちゃんとできている ようです。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議長	長	<p>ご異議ありませんので、議第 4 号 1 番は許可相当とし、県に進達致 します。</p>

<p>議案審議 議第 5 号</p>	<p>議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 1 番、事務局</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>1 番を朗読。</p>
<p>議 長 2 番 (前田)</p>	<p>1 番についての調査報告を西部地区前田委員にお願いします。</p> <p>(1 番現地について説明)</p> <p>譲受人が賃貸共同住宅を建築するというものでございます。この辺りは農地はここだけで境界の確認等も問題ございません。排水につきましては公共下水につなげるとのことです。雨水につきましては申請地の北側に水路がありますのでそちらに放流との事です。西部審議会は許可相当と判断し農地部会に進達いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番については、前田委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番を事務局。</p>
<p>事務局(片桐)</p>	<p>2 番を朗読</p>
<p>議 長 8 番 (坪根)</p>	<p>議第 5 号 2 番についての調査報告を南部地区坪根委員にお願いします。</p> <p>(2 番現地について説明)</p> <p>申請地は一般住宅用地です。汚水排水は浄化槽の後に道路側溝に。雨水等も同様です。境界確認もできており、南部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 2 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番は許可相当とし、県に進達致します。次に 3 番、4 番を事務局。
事務局 (片桐)	3 番、4 番を朗読
議長	議第 5 号 3 番、4 番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。
16 番 (宮久)	<p>(3 番現地について説明)</p> <p>場所は先ほど議第 4 号 1 番で説明した場所でございます。 先ほど説明したところの進入路がないということでこの申請となりました。境界の立会も終わっておりますし、隣接の同意もっております。特に問題はないと思います。ご審議宜しくをお願いします。</p> <p>(4 番現地について説明)</p> <p>周囲がほとんど宅地化されておまして 1 か所だけ窪地的な農地が残っております。周辺の立会も終わっており問題はないと思われまます。 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	議第 5 号 3 番、4 番について、宮久委員の調査報告のとおりですが、ご意見等はありませんか。
12 番 (植山)	譲受人の持分 1/2 って書かれているから外 1 名がいると思いますがその方は納得しているのでしょうか。
事務局 (片桐)	この土地の所有者は譲渡人が所有権をすべて持っています。譲渡人の所有権の 1/2 を譲受人が取得して進入路にしたいという事です。
議長	ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議長	他にご異議ありませんので、議第 5 号 3 番、4 番を許可相当とし、県に

		進達致します。次に 5 番を事務局。
事務局（成重）		5 番を朗読
議 長		議第 5 号 5 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします。
20 番（中原）		（5 番の現地について説明） 譲受人が申請地を駐車場として整備を行い貸し駐車場とするという事です。三光地区審議会では許可相当として農地部会に進達します。審議のほどよろしくお願いします。
議 長		議第 5 号 5 番については、中原委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号		その他
議 長		その他が無いようですので事務局から事務連絡を説明します。
		まずは、次回の農地部会の開催についてです。日時は平成 29 年 7 月 4 日（火）午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室となっています。 次に農政部会の開催についてです。日時は平成 29 年 6 月 14 日（水）午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室、内容は「人農地プランについて」で講師は農政振興課職員です。
議 長		それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、1 番から 4 番については許可と致します。 議第 2 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番から 8 番については許可と致します。 議第 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について

て、1 番については許可相当として県に進達致します

議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番から 5 番については許可相当として県に進達致します

以上を持ちまして、平成 29 年 6 月の農地部会を閉会します。

(終 午前 10 時 35 分)